

## 北海道アウトドア活動振興条例の点検・検証について（案）【概要版】

令和元年 月 日  
経済部観光局

## 一 条例の点検・検証の基本的考え方

北海道アウトドア活動振興条例は（平成13年10月19日 条例第55号）では、「平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、…（略）…条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨規定（附則第2項）しており、本年度がその実施年度となっている。

このため、「条例の見直しに係る基本方針について（平成20年7月1日総務部長決定）」に基づき、必要性や効果、適法性などの視点に沿って本条例の点検・検証を行うものである。

## 二 条例の点検・検証

## 1 条例制定時（平成13年）における状況

社会的背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を生かした地域づくりの必要性</li> <li>・資源浪費型社会から環境重視型社会へ</li> <li>・経済優先から生活の質の豊かさへの関心の変化</li> <li>・「個」を重視した社会の到来に伴う価値観やニーズの多様化</li> </ul>
アウトドア巡る活動環境を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道は、豊かな自然に恵まれた本格的なアウトドア活動に適した地域であり、多くの人々が登山、カヌー、ホーストレッキングなどを体験</li> <li>・アウトドア活動は、心に豊かさや潤いをもたらすとともに、人材育成、地域づくりや北海道らしいライフスタイル形成に寄与</li> <li>・一方で、利用者、関連ビジネスの急激な拡大に伴う事故の発生や、環境負荷の増大、サービスの質の低下などの課題が発生</li> </ul>
条例制定の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトドア活動を行うに当たっては、自然環境を適切に保全し、地域住民の生活などとの調和を図るとともに、安全への配慮が求められる</li> <li>・アウトドア活動を振興していくためには、課題に対応し、安全で楽しくアウトドア活動を行うことができる環境を整えることが必要</li> <li>・このような考え方に立って、アウトドア活動の振興に関し、道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明確にし、北海道全体として取組を総合的かつ計画的に推進していくための理念や基本的施策について規定する条例が必要</li> </ul>
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与する</li> </ul>

## 2 条例に基づく振興推進計画および制度の策定経過

年 月	条 例	アウトドア活動振興推進計画	アウトドア資格制度
平成13年10月	条例の公布・施行		
平成14年4月			創設・運用開始
平成14年6月		推進計画(第1期)の策定	
平成20年3月		推進計画(第2期)の策定	
平成20年度 ～平成21年度	条例の点検実施 → <u>現行どおり維持</u>		
平成23年7月			新たな制度の運用開始
平成25年5月		推進計画(第3期)の策定	
平成26年度	条例の点検実施 → <u>現行どおり維持</u>		
平成30年3月		推進計画(第4期)策定	
令和元年度	<u>条例の点検実施(今回)</u>		

## 3 条例に基づく施策の実施状況

施策の基本方針		振興推進計画における主な施策の展開	資 格 制 度
第7条	振興推進計画の策定	・北海道アウトドア活動振興推進計画の策定	
第8条	道民の理解の促進	・アウトドア活動の促進に向けたイベント実施 ・道民カレッジとの連携	・アウトドア講習制度
第9条	アウトドアガイドの育成	・アウトドアガイドへのリスク対応に関する普及啓発 ・アウトドアガイドを活用した体験型観光旅行商品の造成促進	・アウトドア検定制度 ・アウトドアガイド制度 ・人材育成機関制度 ・更新時講習制度 ・マスターガイド制度
第10条	アウトドア事業者の育成	・アウトドアガイドを活用した体験型観光旅行商品の造成促進【再掲】 ・融資の促進や創業への支援	・優良事業者制度 ・人材育成機関制度 ・更新時講習制度 ・マスターガイド制度
第11条	アウトドア活動者等への普及啓発	・ボランティアレンジャーの育成 ・鳥獣保護区の指定や標識の整備 ・遊漁者に対するルールとマナーの啓発対策等実施	・アウトドア講習制度 ・アウトドア検定制度 ・人材育成機関制度 ・更新時講習制度 ・マスターガイド制度
第12条	環境の整備	・道立の森の維持管理 ・自然とふれあえる広域レクリエーション施設の維持管理 ・国立・国定・道立公園の保護及び、利用施設整備や補修改良	・アウトドア講習制度 ・アウトドア検定制度 ・アウトドアガイド制度 ・優良事業者制度
第13条	推進体制の整備	・魅力ある観光地づくりを推進する、広域的な取組を支援 ・教育旅行モデルコースへの招へい及び検証 ・北海道新幹線や地方空港などの活用による誘客促進	・資格制度推進委員会の設置 ・資格制度業務センターの認定

#### 4 資格制度における新規認定者数

##### 【新規認定者数（延べ数）】

	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	合計
アウトドア講習修了認定										39	215	418	55	91	68	66	57	1009
アウトドア検定合格認定										7	18	33	29	16	11	7	8	129
アウトドアガイド資格認定	189	166	77	90	39	37	36	10	31	13	25	18	44	33	38	32	33	911

#### 5 整 理

見直しの視点	考 え 方
必要性	<p>（課題の適時性）</p> <p>条例制定により対応しようとした事故発生の防止、環境負荷の軽減、ガイドサービスの質向上といった課題は、現在においても引き続き対応すべきである。</p> <p>（条例による対応の必要性）</p> <p>人命に関わる事故の発生や、自然環境への悪影響などといった問題に対応するには、引き続き条例の形式で規範を制定する必要がある。</p> <p>（道が対応する必要性）</p> <p>アウトドア活動の振興においては、特に安全の確保や自然環境の保全等に対する配慮を必要とすることから、道として、道民、アウトドアガイド・事業者、行政機関と連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に展開していく必要がある。</p>
条例の効果	<p>条例に基づく振興推進計画による施策の展開、資格制度の運営により、必要な人材・事業者の育成や普及啓発などが行われ、アウトドア活動の環境整備が進められており、現行規定により着実な進展が図られている。</p>
基本方針との適合性	<p>本条例の内容は、道の長期総合計画における基本方向と適合したものとなっており、本条例に基づく「北海道アウトドア活動振興推進計画」は、施策別計画に位置付けられている。</p>
適法性及び規定の適正化	<p>本条例の規定は、現行法令と抵触する条項はなく、また社会情勢の変化等に伴い適切でなくなった表現や規定の運用に当たり解釈に疑義が生じる表現も見当たらないため、改正を要する事項はない。</p>
点検・検証の結果	<p>各見直しの視点に沿って点検・検証を行った結果、現行条例の目的や基本理念、基本的施策等に関する各規定は概ね妥当であり、本条例を現行どおり維持することが適当である。</p> <p>（注）アウトドア活動への具体的対応は、条例に基づく振興推進計画、資格制度に基づき対応する仕組みとなっている。</p>

## 参 考 北海道アウトドア活動振興条例の概要

### 第1章 総則（第1条—第6条）

#### ○目的（第1条）

アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさと潤いを実感できる社会の実現に寄与する。

#### ○定義（第2条）

「アウトドア活動」、「アウトドアガイド」、「アウトドア事業者」

#### ○基本理念（第3条）

「人と自然との共生」、「地域に根ざした個性豊かな人材の育成及び確保」、  
「北海道らしいライフスタイルの形成並びに関連する産業活動の活発化」

道の責務（第4条）	道民等の役割（第5条）	ガイド及び事業者の役割（第6条）
◇アウトドア活動の振興に関する総合的かつ計画的な施策の策定及び実施 ◇国及び市町村との緊密な連携	◇道民は、基本理念に対する理解を深め、アウトドア活動を通じて自然環境を保全する心を育てること及びアウトドア活動が生活に根ざした、北海道らしいライフスタイルを形成することの意義を認識 ◇アウトドア活動を行う者は、自ら安全に配慮し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮	◇アウトドア活動を行う者にサービスを提供する場合には、安全に配慮した質の高いサービスを提供し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮 ◇アウトドア活動を行う者に対する安全の確保、自然環境の保全等のために必要な指導

### 第2章 アウトドア活動の振興に関する基本的施策（第7条—第14条）

#### ○道の振興推進計画の策定（第7条）

- ・策定又は変更時に道民の意見を反映するための必要な措置

#### ○道民の理解の促進（第8条）

- ・アウトドア活動に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供その他の必要な措置

#### ○アウトドアガイドの育成（第9条）

- ・優れたアウトドアガイドを育成するため、ガイドの知識及び技術を客観的に評価すること等により、その資質向上の意欲が高められ、その社会的評価の向上が促進されるような制度の構築その他の必要な措置

#### ○アウトドア事業者の育成（第10条）

- ・良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすること等により、その資質向上の意欲が高められるような制度の構築その他の必要な措置

#### ○アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等（第11条）

- ・アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者が自然環境を保全し、及びその地域の住民生活、産業活動等に配慮してアウトドア活動等を行うよう、これらのものに対するマナー等の普及啓発その他の必要な措置

#### ○環境の整備（第12条）

- ・より多くの人アウトドア活動を安全に、楽しく行うことができる環境を整備するために必要な措置

#### ○推進体制の整備（第13条）

- ・道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制の整備

#### ○財政上の措置（第14条）

- ・アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置

#### ○附則 見直し規定

- ・知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。